

令和 3 年 6 月 日

仙台市長 郡 和子 様

仙台市環境影響評価審査会

会 長 山 田 一 裕

鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業に係る環境影響評価準備書について（答申）

令和 2 年 11 月 27 日付 R2 環環環第 1536 号で諮問のありました「鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業に係る環境影響評価準備書について（諮問第 71 号）」に関し、環境の保全及び創造の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 全体事項

- (1) 本市営住宅の整備にあたっては、高い水準の長寿命化対策及び省エネルギー対策を検討し、より環境負荷の少ない住宅性能を目指すよう求めるべきである。また、周辺の緑との連続性を考慮しながら、計画的に緑の量を復元するよう努めるとともに、鳥類の生息環境に配慮し、草地や高木等を配置するよう求めるべきである。
- (2) 有効活用地について、長期間にわたり更地となる場合には、外来植物の駆除や土砂流出の防止等に係る定期的な維持管理を行うとともに、地域住民にとって住みよい活用がなされるように地域住民の意見を取り入れながら検討を進めるよう求めるべきである。

2 個別事項

（大気環境）

- (1) 工事中の重機の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果では、環境基準を下回るものの、本事業の寄与率が高くなっており、また、工事中の切土・盛土・掘削等に伴う粉じんの予測結果では、散水を実施しない場合、評価の参考値を上回る結果となっていることから、環境影響評価準備書に示された環境保全措置を確実に実施し、工事中の環境負荷を低減するよう求めるべきである。
- (2) 工事中の重機の稼働に伴う騒音の影響について、既存の住棟や先行して建設される住棟からの反射音も考慮して予測・評価するよう求めるべきである。

（水環境）

- (3) 工事に伴う濁水について、予測条件の設定根拠を明確にするとともに、予測条件を上回るような豪雨の発生を考慮し、濁水の発生を極力抑えるような環境保全措置を講じるよう求めるべきである。

(土壌環境)

- (4) 計画地は、沢地形を盛土した構造となっており、これまでも地震による被害が生じていることから、土壌環境の影響について、配慮項目として選定の上、既存擁壁の構造や排水の状況等を確認し、地震時における安全性を確保するよう求めるべきである。

(動物)

- (5) 工事に伴う濁水の排水先である鶴ヶ谷中央公園内のため池には、カワセミ等の鳥類が生息していることから、事後調査により、当該ため池の水の濁りの状況及び鳥類の生息状況の変化について把握するよう求めるべきである。

(廃棄物等)

- (6) 工事に伴う建築廃棄物について、既存建築物の解体のほか、新築工事による余剰の生コンクリートなどの発生量についても把握の上、可能な限り廃棄物発生量を低減するよう求めるべきである。

(温室効果ガス等)

- (7) 供用後の人の居住・利用に伴う温室効果ガス排出量について、事後調査により定量的に把握し、建築物の断熱効果等の検証に努めるよう求めるべきである。